

サニーサイド花水木建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第4章建築協定の規定及び太田市建築協定条例（昭和57年太田市条例第13号）に基づき、サニーサイド花水木についてその建築物に関する基準を協定しもって、住宅地としての環境を高度に維持、増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、サニーサイド花水木建築協定という。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域（以下「協定区域」という。）は、サニーサイド花水木の別図1に表示する区域とする。

(建築物の基準)

第4条 協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び建築設備は次の各号に定める基準による。

- (1) 敷地は、原則としてその高さを変更することができない。ただし、庭園部分及び車庫部分等についてやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（ようへきのある部分はようへき最上部外側）までの距離は、次に掲げるものをのぞき1メートル以上でなければならない。
 - ア 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.3メートル以下でかつ床面積が10m²以下であるもの。
 - イ 軒の高さ2.3メートル以下の車庫。
 - ウ 出窓等で柱の中心線から中心線までのそれぞれの長さの合計が3メートル以下のもの。
- (3) 建築物は、第2種住居専用地域内の建物の用途の制限によることとする。
- (4) 建築物の階数は、地階を除き2以下とする。
- (5) 遠べい率（建築面積の、敷地面積に対する割合をいう。）は、10分の5以下とする。

- (6) 容積率（建築延べ面積の、敷地面積に対する割合をいう。）は、10分
10以下とする。
- (7) 建築物の高さは、地盤面から10メートル以下、軒の高さは同7.3メート
ル以下とする。
- (8) 車庫、物置は原則として設けない。
但し止むを得ない場合は委員会の了解を得る（委員会の指定のもの）
- (9) 建築物は、住宅地にふさわしいものとし、美観を損なうような附帯設備
はさけ、周囲との調和を図るよう努めるものとする。
- (10) 墁、柵等の囲障は、別図3に例示する構造及び高さとし、特に道路沿い
については、生垣とする。
- (11) 樹木に関しては委員会が定期的に保守点検をし変更、増設の場合は、
委員会の了解を得る。
- (12) 建築物の建て替え、増築、改築の時は委員会の了解を得る。
(緑化と維持、管理)

第5条 各自は、敷地内の緑化に努めると同時に、良好な住居管理を維持、増進
するため、常に適正な管理をすることとする。

(駐車)

第6条 各自有の自動車は、自己の敷地内に駐車又は保管する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、知事の認可の公告があった日から起算して
10年間とする。ただし、違反者の措置に関しては、期間満了後も
なお効力を有する。

2 この協定の有効期間満了3か月前までに協定者の過半数の反対がない
場合は更に1年継続するものとし、それ以降これに準ずるものとする。

(違反者の措置)

第8条 第4条から6条までの規定に違反した土地所有者等があった場合、第
12条に定める委員長は、協定運営委員会の決定に基づき、当該土地
所有者等に対して工事の施工停止を請求し、又は文書をもって相当の
猶予期限をつけて、当該違反行為を是正するための必要な措置をとる
ことを、請求するものとする。

2 前項の請求があった場合、当該土地所有者等はこれに従わなければな

らない。

(裁判所への出訴)

第9条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該土地所有者等がその請求に従わないときは、委員長は、その履行義務の確認又は当該土地所有者等の費用をもって、第三者にその履行を為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の提訴手続き等に要する一切の費用は、当該土地所有者等の負担とする。

(協定の変更及び廃止)

第10条 この協定に係わる協定区域、建築物に関する基準、有効期間または協定違反があった場合の措置等を変更しようとする場合は、協定区域内の土地所有者等の全員の合意によりその旨を定め、これを特定行政庁に申請して認可を受けなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意によりその旨を定め、これを特定行政庁に申請して認可を受けなければならない。

(委員会)

第11条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、土地所有者等の互選により選出される委員若干名をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再選されることができる。

(役員)

第12条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

2 委員長は、土地所有者等の代表となり、かつ、委員会を代表し、この協定の運営に関する事務を総括する。

3 副委員長は、委員長を、補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

- 4 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。
- 5 委員長は、委員の互選とし、副委員長及び会計は、委員の中から委員長がこれを委嘱する。

(補則)

第13条 この協定に定めない事項及び疑惑の生じた場合は、必要に応じて委員会に置いて協議のうえこれを決定する。

附則

(効力を生ずる日)

- 1 この協定は、法第76条の3第4項の規定により、認可した旨の知事の公告があった日から起算して1年以内に土地所有者等が2以上となった日から、その効力を生ずる。

(委員会に関する定め)

- 2 この協定に定めるもののほか、委員会の組織、運営、議事の方法等に関して必要な事項は別に定める。

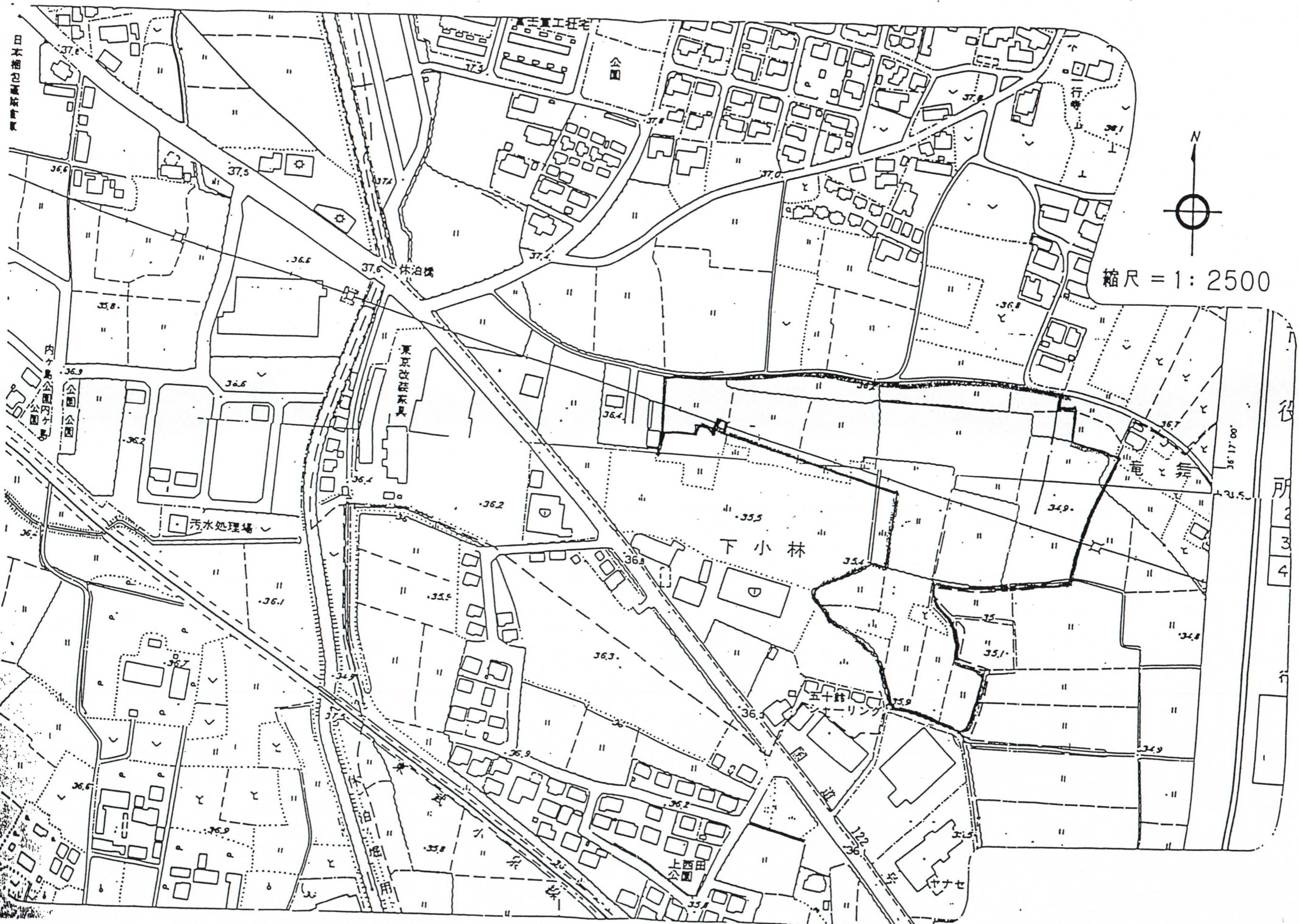
この協定は、法第76条の3第1項の規定に基づき、協定区域内の土地の所有者である株式会社 宮公が、以上のとおり設定する。

平成 年 月 日

設 定 者 群馬県太田市東新町285
株式会社 宮 公
代表取締役 島崎徳市

[別図 1]

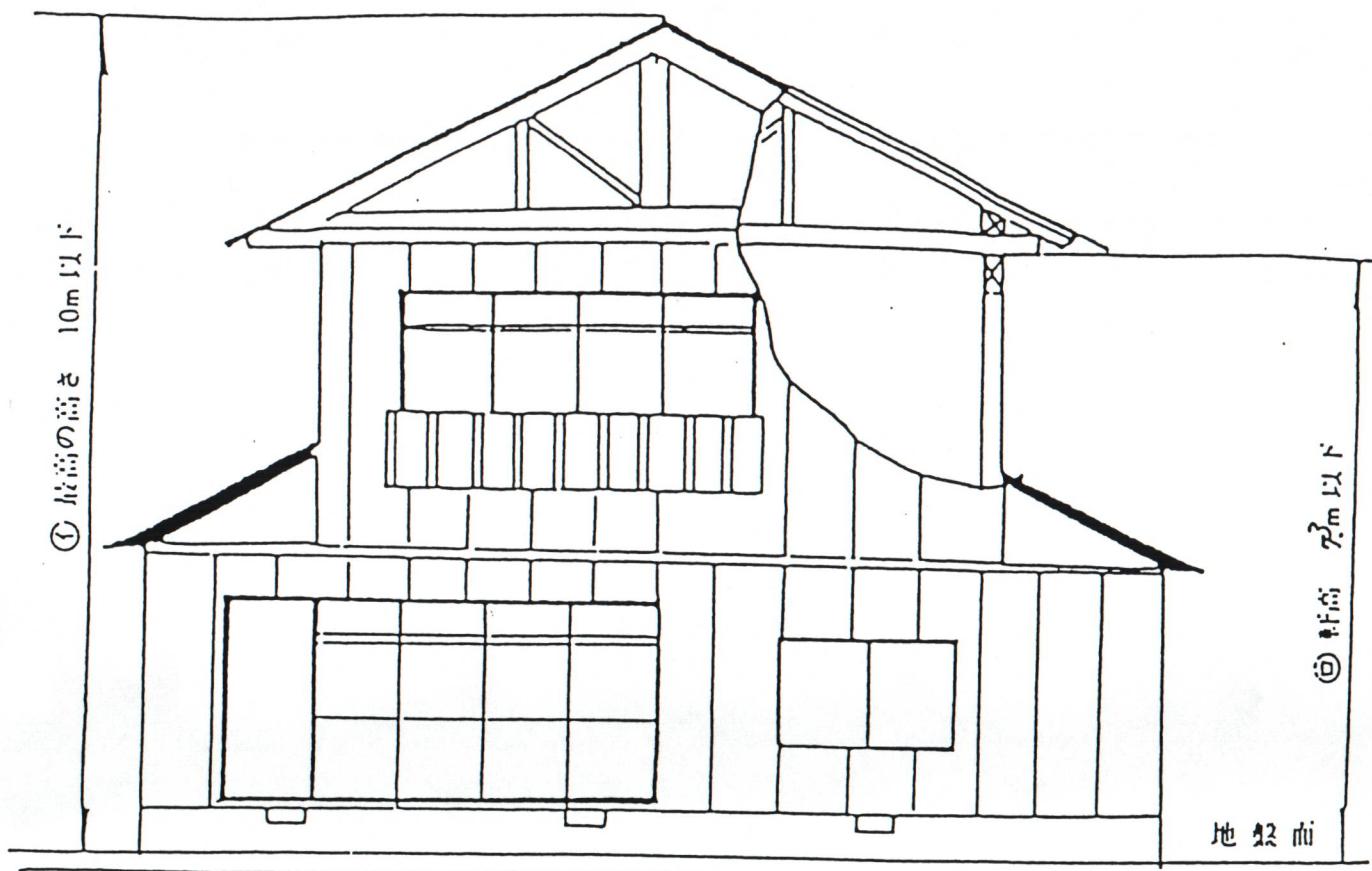
建築協定区域図



[別図2]

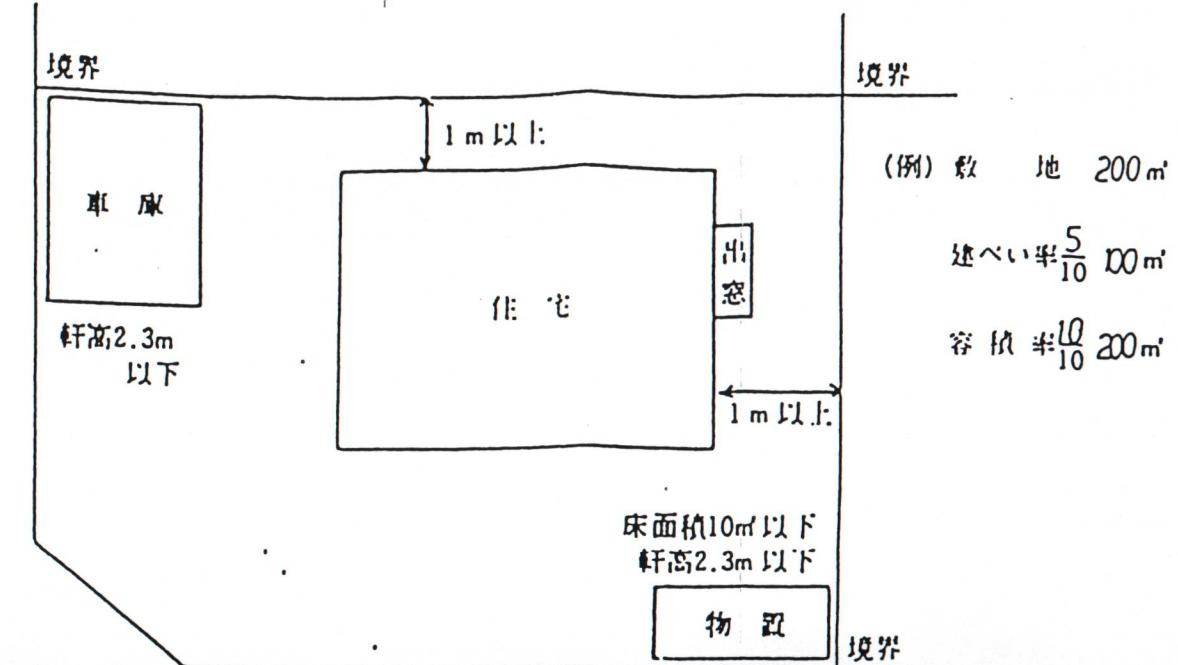
第4条 第7号の説明

建物の高さとは①のことをいう。
軒の高さとは②のことをいう。



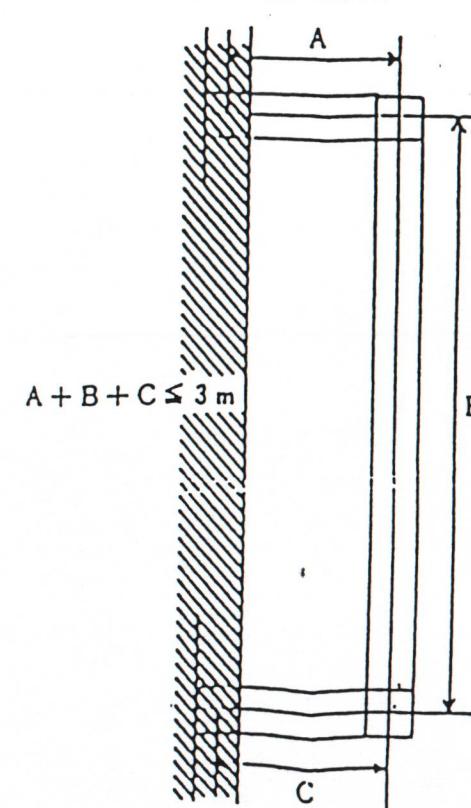
南立面図 S = 1 : 100

第4条 第2号、第5号、第6号の説明

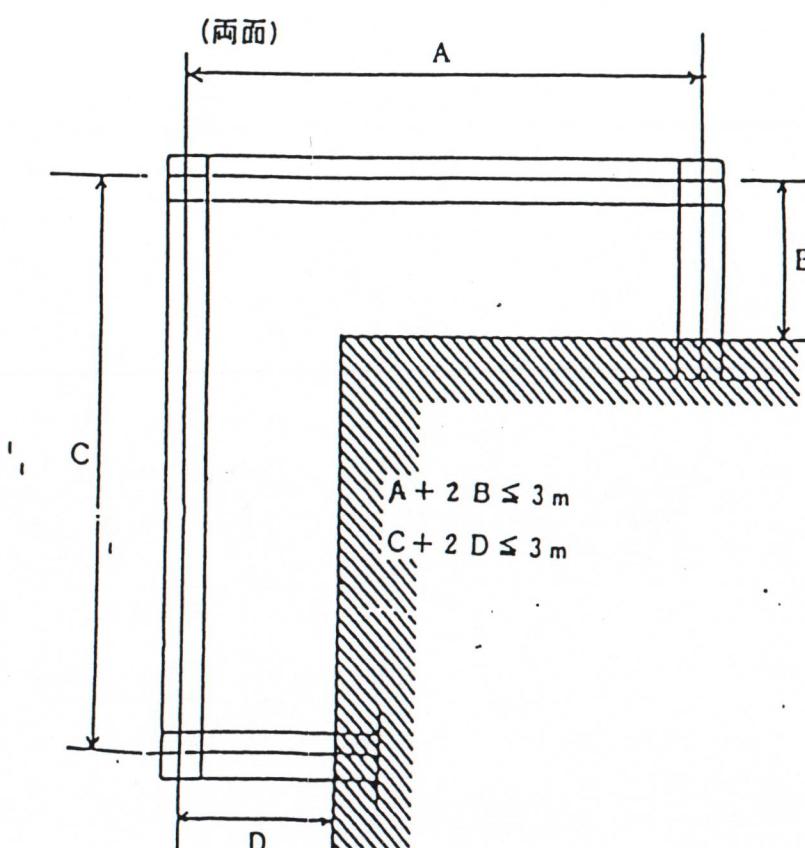


第4条 第2号の説明

出窓の場合 (片面)



(両面)



(別図3)

